

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年1月11日
【四半期会計期間】	第59期第3四半期（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）
【会社名】	株式会社リックコーポレーション
【英訳名】	LIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川西 良治
【本店の所在の場所】	岡山市北区下中野465番地の4
【電話番号】	086 - 245 - 6700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部ゼネラルマネージャー 上本 延一
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区下中野465番地の4
【電話番号】	086 - 245 - 6704
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部ゼネラルマネージャー 上本 延一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第3四半期 累計期間	第59期 第3四半期 累計期間	第58期
会計期間	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成24年 3月1日 至平成24年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成24年 2月29日
売上高(百万円)	20,624	20,379	27,404
経常利益(百万円)	565	289	604
四半期(当期)純利益(百万円)	215	159	188
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失() (百万円)	6	8	2
資本金(百万円)	326	326	326
発行済株式総数(千株)	5,000	5,000	5,000
純資産額(百万円)	2,042	2,130	2,032
総資産額(百万円)	15,066	14,617	13,858
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	45.64	33.72	39.86
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	33.35	-
1株当たり配当額(円)	-	-	7.00
自己資本比率(%)	13.6	14.6	14.7

回次	第58期 第3四半期 会計期間	第59期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成24年 9月1日 至平成24年 11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.09	3.57

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第58期第3四半期累計期間及び第58期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

なお、第1四半期累計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご覧ください。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、東日本大震災に関連した復興需要やエコカー補助金等の経済政策により緩やかながら景気回復の兆しが見られたものの、長期化する欧州の金融不安や海外経済の低迷による影響、近隣諸国との関係悪化に伴う海外需要の減少等により、経済情勢は不安定な状況で推移しております。

当小売業界におきましても、個人消費は依然として低迷しており、消費者の節約志向に対応するための低価格競争や業種を越えた取扱品目の拡大によるシェアの奪い合いは小売業各社の収益を圧迫しており、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社では特売商品による価格競争力に依存するのではなく、地域のお客様に喜びと満足を提供するために、変化のある楽しい売場づくりとサービスレベルの向上に注力しております。具体的には、話題商品や付加価値の高い商品の情報をより早く捉え、お客様に提案出来る売場づくりを進めるとともに、お客様からのご要望に応えられる専門知識を有した従業員の育成に努めております。

新規事業所の開設と致しましては、ホームセンター事業において平成24年4月に一宮事業所（岡山市北区）、ペット事業において平成24年4月に松山中央事業所（愛媛県松山市）、徳島沖浜事業所（徳島県徳島市）の開設を行い、着実に既存出店エリアにおけるドミナント化を進めております。また、既存店の収益力の維持・強化を図るためにペット事業3店舗の店舗改装を実施しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は20,379百万円（前年同期比1.2%減）、新規事業所の開設に伴う一時的な経費が増加したこと等から営業利益は378百万円（同41.1%減）、経常利益は289百万円（同48.8%減）、四半期純利益は159百万円（同26.1%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

ホームセンター事業

ホームセンター事業におきましては、ホームセンター特有のハードなイメージから脱却し、女性やファミリー層をターゲットとした明るく楽しい店舗づくりを目指し、実用性だけでなく、商品の機能や特性を表現できる売場づくりを進めております。また、お客様のご要望やご質問に確実に応えるために、勉強会や作業実習等を継続的に行うことで従業員の知識向上を図っている他、自社ポイントサービス方法の多様化やお買上商品の無料配達、ガスレンジや扇風機等の買い替え時の引取りサービスを行う等、お客様の利便性を高め、顧客満足度を高めることに努めております。

売上高及び利益確保のための施策と致しましては、ポイント会員の新規獲得の強化、寄せ植えコンテストやお買上金額に応じた抽選キャンペーン等の各種イベントを積極的に実施することで集客力の向上を図り、ガーデニング教室をはじめとするハウツー教室を開催することで潜在的な需要の掘り起こしを行い、売上高の改善に努めて参りました。また、作業量に応じた適正な人時数の見直しや人員配置を行う等の経費節減を進めて参りましたが、新規事業所の開設が1店舗あったことから、開設に伴う一時的な経費が増加しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間のセグメント売上高は13,293百万円（前年同期比3.8%減）となり、セグメント利益は563百万円（同39.9%減）となりました。

ペット事業

ペット事業におきましては、他のホームセンターやディスカウント店等の低価格競争に追随するのではなく、お客様のご要望に応じた機能や特性を有した商品を積極的に提案することを目指しており、低価格商品への依存度が高い量販店との差別化を進めております。また、トリミングやしつけ教室等のサービス部門強化への取組みとして、社外のトリミングコンテストへの参加や社内コンテストを開催することで従業員の技術力向上を図っております。

売上高及び利益確保のための施策と致しましては、犬の運動会やしつけ教室等のイベントを積極的に開催することで集客力の向上を進めるとともに、旧型店舗の内装のリニューアルや買い回りのしやすいレイアウトへの変更等を実施致しました。また、LED照明の導入を積極的に進めている他、従業員シフト管理ソフトの導入により作業量に応じた適正な人員配置を行う等の経費節減を進めて参りました。一方で新規事業所の開設が2店舗あったことから、開設に伴う一時的な経費が増加しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間のセグメント売上高は7,086百万円（前年同期比4.1%増）となり、セグメント利益は239百万円（同4.2%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

イ．企業価値向上への取組み

当社は、「人のために尽くす企業でありたい」という経営理念を掲げ、「お客様に“とても”喜ばれる店」を創造するためにホームセンター事業とペット事業の二つの事業店舗において、お客様にとって価値のある商品とサービスを提供することを基本においております。

当社の企業価値の源泉は、()店舗価値が高く競争力のある商品の提供力、()仕入コストの低減を図り、付加価値の高いオリジナル商品をはじめとする多岐に渡る商品の提供を可能にする開発力、()当社の経営理念や価値観を共有し、専門的な商品の知識や管理ノウハウおよび販売ノウハウを有した従業員の力にあります。

これらの企業価値の源泉が当社を発展・成長させる大きな原動力となっており、これらの源泉を理解し、事業の有機結合を分断すること無く、中長期にわたり総合的・持続的な視野に立った経営への取組みを行うことが、当社の企業価値ひいては株主価値を向上させていくためには極めて重要です。

また、当社は中期経営計画を策定しており、その主な内容は、()企業提携による共同仕入を拡大し、商品開発の強化と利益改善を図る、()より高い収益力を実現するための新フォーマット構築、()出店エリアの拡大によるアミーゴの全国展開、()出店エリア拡大に伴う物流システムの構築とコストの低減、()店舗オペレーションシステムの改革によるローコスト運営、()組織体制の改革と人材育成の強化、()環境問題への取組みであります。

ロ．コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ有効な仕組みとして、従前よりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また在任の監査役3名中2名を独立性の高い社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、外部有識者、弁護士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、経営の客観性の確保と向上に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大量買付行為がなされた場合について、その大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）のうち、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、あるいは大量買付行為の内容について検討するために必要十分な時間や情報を提供しないもの等について、企業価値ひいては株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

そこで当社の株式等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対し、（i）事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ ）当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（ ）株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ち頂くことを要請するための手続きを定めることが必要と考えました。

そのため当社は、平成23年4月8日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益に反する不適切な支配を防止する観点から、株主総会における株主の皆様への承認を条件として、「大量買付行為に対する手続」及び「その手続が遵守されなかった場合の対抗措置」の構築について決議したうえ、平成23年5月25日開催の当社第57期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入を決議致しました。

当社は、この買収防衛策の詳細を平成23年4月8日付で「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入について」として公表致しました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.lic.jp/>）に掲載しております。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

買収防衛策の有効期間は、株主総会決議のときから3年間となっており、その継続に関しましても、株主総会による承認を得ることと致しており、株主の皆様への意向を十分に反映するものとなっております。また、当社取締役会が買収防衛策を廃止する旨の決議を行った場合には、有効期間の満了前であっても、その時点で当該買収防衛策は廃止されるものとされております。

さらに、当該買収防衛策は、取締役会による対抗措置発動等の重要な判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。したがって、当社取締役会は、当該買収防衛策は、当社の基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また、当社株主の共同の利益を損なうものではないものと判断致しております。

（3）研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

新設

当第3四半期累計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設について、完了したものは、次のとおりであります。また、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

- ・一宮事業所（ホームセンター事業）、松山中央事業所（ペット事業）、徳島沖浜事業所（ペット事業）の新設については、計画どおり完了し、平成24年4月にそれぞれ開店しております。

休止、除却等

当第3四半期累計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設について、休止及び変更したものは、次のとおりであります。また、新たに確定した重要な設備の拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

- ・大野芝事業所（ペット事業）の新設については、設備計画の見直しにより、平成25年2月完了予定の新設の計画を中止しております。
- ・鳳事業所（ペット事業）の新設については、設備計画の見直しにより、完了予定を平成25年3月に変更しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年1月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,000,000	5,000,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	5,000,000	5,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年9月1日～ 平成24年11月30日	-	5,000,000	-	326	-	126

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 270,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,729,100	47,291	-
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	5,000,000	-	-
総株主の議決権	-	47,291	-

【自己株式等】

平成24年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社リックコーポレーション	岡山市北区 下中野465番地の4	270,000	-	270,000	5.40
計	-	270,000	-	270,000	5.40

(注) 新株予約権の権利行使により当第3四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は267,000株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	616,294	751,752
受取手形及び売掛金	143,667	184,290
商品及び製品	2,724,542	3,270,814
原材料及び貯蔵品	24,843	17,012
その他	783,128	873,892
流動資産合計	4,292,476	5,097,761
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,812,088	2,866,964
構築物(純額)	204,039	188,181
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品(純額)	397,366	411,100
土地	2,459,310	2,459,310
リース資産(純額)	49,574	75,889
建設仮勘定	21,025	1,833
有形固定資産合計	5,943,404	6,003,280
無形固定資産		
投資その他の資産	36,247	40,106
長期貸付金	1,091,627	1,025,668
敷金及び保証金	1,624,828	1,625,458
その他	930,843	885,414
貸倒引当金	60,573	59,995
投資その他の資産合計	3,586,726	3,476,546
固定資産合計	9,566,379	9,519,933
資産合計	13,858,855	14,617,695

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,227,044	1,626,440
短期借入金	198,000	270,000
1年内償還予定の社債	-	71,600
1年内返済予定の長期借入金	2,776,405	2,806,249
未払法人税等	106,000	34,665
ポイント引当金	473,010	404,807
その他	632,267	713,104
流動負債合計	5,412,728	5,926,867
固定負債		
社債	-	428,400
長期借入金	5,699,892	5,373,376
退職給付引当金	14,449	15,675
資産除去債務	369,495	404,476
その他	330,224	338,323
固定負債合計	6,414,062	6,560,252
負債合計	11,826,790	12,487,119
純資産の部		
株主資本		
資本金	326,900	326,900
資本剰余金	397,940	398,027
利益剰余金	1,328,020	1,454,447
自己株式	46,182	45,669
株主資本合計	2,006,678	2,133,704
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,387	3,128
評価・換算差額等合計	25,387	3,128
純資産合計	2,032,065	2,130,575
負債純資産合計	13,858,855	14,617,695

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
売上高	1 20,624,715	1 20,379,983
売上原価	1 14,105,824	1 13,847,938
売上総利益	1 6,518,890	1 6,532,044
その他の営業収入		
賃貸収入	280,916	287,634
その他	306,593	316,787
その他の営業収入合計	587,509	604,422
営業総利益	7,106,400	7,136,467
販売費及び一般管理費	6,464,085	6,758,074
営業利益	642,315	378,392
営業外収益		
受取利息	12,276	12,302
受取配当金	3,344	4,284
受取手数料	8,334	6,837
補助金収入	29,835	-
その他	10,200	16,714
営業外収益合計	63,990	40,139
営業外費用		
支払利息	118,218	105,881
支払手数料	17,090	12,272
その他	5,560	10,916
営業外費用合計	140,869	129,070
経常利益	565,436	289,461
特別利益		
投資有価証券売却益	-	2,371
貸倒引当金戻入額	822	-
店舗閉鎖損失引当金戻入額	9,557	-
特別利益合計	10,379	2,371
特別損失		
固定資産除却損	5,782	378
投資有価証券売却損	1,114	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	172,098	-
特別損失合計	178,995	378
税引前四半期純利益	396,821	291,453
法人税等	180,913	131,917
四半期純利益	215,907	159,535

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
1. 税金費用	当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法としております。

【追加情報】

	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
	(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)												
<p>1. コミットメントライン</p> <p>当社は、運営資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行との間でコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,700,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">198,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">2,502,000千円</td> </tr> </table> <p>2. 財務制限条項</p> <p>(1) 平成23年2月28日(住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケート)締結のコミットメントライン契約に以下の財務制限条項が付されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における貸借対照表に記載される純資産の部の金額(以下「純資産額」という)を直前の事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における貸借対照表に記載された純資産額の75%以上に維持すること。 ・各事業年度の末日における損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。 ・各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における貸借対照表に記載される有利子負債(金融機関などからの長短借入金、普通社債や転換社債型新株予約権付社債、受取手形割引高などの金利を支払わなければならない負債)を、120億円以内に維持する。 <p>(2) 平成23年6月30日(株式会社商工組合中央金庫)締結のコミットメントライン契約に以下の財務制限条項が付されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の決算期において、損益計算書の経常損益を損失としないこと。 <p>(3) 平成23年3月31日(株式会社中国銀行をアレンジャーとするシンジケート)締結のコミットメントライン契約に以下の財務制限条項が付されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で経常損失としないこと。 ・各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の部の合計金額を、平成22年2月末決算期の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 	コミットメントラインの総額	2,700,000千円	借入実行残高	198,000千円	差引額	2,502,000千円	<p>1. コミットメントライン</p> <p>当社は、運営資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行との間でコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>当第3四半期会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,700,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">270,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">2,430,000千円</td> </tr> </table> <p>2. 財務制限条項</p> <p>(1) 平成24年9月24日(三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケート)締結のコミットメントライン契約に以下の財務制限条項が付されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における貸借対照表に記載される純資産の部の金額を直前の事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における貸借対照表に記載された純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 ・各事業年度の末日における損益計算書における経常損益を損失としないこと。 ・各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における貸借対照表に記載される有利子負債(金融機関からの長短借入金、普通社債や転換社債型新株予約権付社債、受取手形割引高などの金利を支払わなければならない負債)を、120億円以内に維持すること。 <p>(2) 平成24年6月29日(株式会社商工組合中央金庫)締結のコミットメントライン契約に以下の財務制限条項が付されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の決算期において、損益計算書の経常損益を損失としないこと。 <p>(3) 平成24年3月30日(株式会社中国銀行をアレンジャーとするシンジケート)締結のコミットメントライン契約に以下の財務制限条項が付されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で経常損失としないこと。 ・各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の部の合計金額を、平成23年2月末決算期の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 	コミットメントラインの総額	2,700,000千円	借入実行残高	270,000千円	差引額	2,430,000千円
コミットメントラインの総額	2,700,000千円												
借入実行残高	198,000千円												
差引額	2,502,000千円												
コミットメントラインの総額	2,700,000千円												
借入実行残高	270,000千円												
差引額	2,430,000千円												

前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
<p>(4) 平成21年9月14日(株式会社三菱東京UFJ銀行)締結の限度貸出契約に以下の財務制限条項が付されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の決算における決算書類の非連結損益計算書において、営業損益または経常損益のいずれかを2期連続して損失としないこと。 ・各年度の決算における決算書類の非連結貸借対照表における純資産の部の合計金額を2期連続して直前の非連結貸借対照表の純資産の部の合計金額の80%相当額、もしくは平成21年2月期の非連結貸借対照表の純資産の部の合計金額の80%相当額のいずれか大きい金額を下回らないこと。 	(4) 同左

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)												
<p>1. 売上仕入(いわゆる消化仕入)契約に基づくテナントの売上に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">729,970千円</td> </tr> <tr> <td>売上原価</td> <td style="text-align: right;">606,280千円</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td style="text-align: right;">123,690千円</td> </tr> </table>	売上高	729,970千円	売上原価	606,280千円	売上総利益	123,690千円	<p>1. 売上仕入(いわゆる消化仕入)契約に基づくテナントの売上に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">763,827千円</td> </tr> <tr> <td>売上原価</td> <td style="text-align: right;">635,175千円</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td style="text-align: right;">128,652千円</td> </tr> </table>	売上高	763,827千円	売上原価	635,175千円	売上総利益	128,652千円
売上高	729,970千円												
売上原価	606,280千円												
売上総利益	123,690千円												
売上高	763,827千円												
売上原価	635,175千円												
売上総利益	128,652千円												

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
減価償却費 284,845千円	減価償却費 328,275千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月25日 定時株主総会	普通株式	33,109	7	平成23年2月28日	平成23年5月26日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

1. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月25日 定時株主総会	普通株式	33,109	7	平成24年2月29日	平成24年5月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動
新株予約権の権利行使により、資本剰余金が87千円増加し、自己株式が512千円減少しております。これにより、当第3四半期会計期間末において資本剰余金が398,027千円、自己株式が45,669千円となっております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	20,000	20,000
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	10,259	18,413

	前第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	6,548	8,154

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	ホームセンター 事業	ペット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,814,632	6,810,083	20,624,715	-	20,624,715
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	13,814,632	6,810,083	20,624,715	-	20,624,715
セグメント利益	937,168	229,854	1,167,022	524,707	642,315

(注) 1. セグメント利益の調整額 524,707千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない本社事務管理部門の一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	ホームセンター 事業	ペット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,293,465	7,086,517	20,379,983	-	20,379,983
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	13,293,465	7,086,517	20,379,983	-	20,379,983
セグメント利益	563,304	239,415	802,719	424,327	378,392

(注) 1. セグメント利益の調整額 424,327千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない本社事務管理部門の一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更に関する事項

当社は、第1四半期累計期間より、ホームセンター事業が「ペットワールドアミーゴmini」の名称で管轄していた一部事業所のペット部門をペット事業に移管しております。これは、セルフ販売が主流であるホームセンターのペット部門について、専門性の高い総合ペットショップへの転換を図り、さらなる収益力の拡大を進めるためのものであります。

なお、前第3四半期累計期間のセグメント情報は、移管後の報告セグメントの区分に基づき作成した売上高及びセグメント利益を記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	45円64銭	33円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	215,907	159,535
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	215,907	159,535
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,729	4,730
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	33円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	52
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成17年5月25日定時株主総会の特別決議に基づく新株予約権新株予約権数2,319個 (普通株式 231,900株)

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 1月10日

株式会社リックコーポレーション
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 國分 博史 印

業務執行社員 公認会計士 西村 智子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リックコーポレーションの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第59期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リックコーポレーションの平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。